

平成26年5月15日

各位

会社名 株式会社セゾン情報システムズ  
代表者名 代表取締役社長 宮野 隆  
(JASDAQ・コード:9640)  
問合せ先 取締役 経営企画室 室長 赤木 修  
電話番号 03-3988-3477

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成26年6月12日開催予定の第45期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、大規模買付ルール（買収防衛策）を導入・更新しております。

当社の大規模買付ルールは、当社の株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上で更新されておりますところ、定款変更案第38条第1項は、当社の株主総会の決議により大規模買付ルールの導入・更新等を行うことができることを明確にするものであります。

定款変更案第38条第2項は、会社法第278条第3項但書に基づき、当社取締役会が大規模買付ルールの一環として新株予約権無償割当てを行うに際して、株主の皆様の意思に基づいて行うため、①株主総会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定していただくか、又は②株主総会で一定の条件を定めた上で当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役会に委任していただくことを可能とするとともに、その他の大規模買付ルールにおいて定める対抗措置その他大規模買付行為等に関する事項について、株主総会決議により決定し、又はその決定を取締役に委任していただくことを可能とするものであります。

さらに、定款変更案第38条第3項は、当社取締役会が大規模買付ルールの一環として新株予約権無償割当てを行うに際し、新株予約権の内容として大規模買付ルールに定める一定の者による権利行使は認められないとの行使条件や、これに相当する取得条項等を定めることがあることから、この旨をあらかじめ明らかにするものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

現行定款	変更案
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>第7章 大規模買付ルール</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(大規模買付ルール)</u></p> <p><u>第38条 当社は、株主総会の決議により、当社の株式等の大規模買付ルールの導入、更新、変更及び廃止をすることができる。なお、「大規模買付ルール」とは、当社が資金調達等の事業目的を主要な目的とせず、新株又は新株予約権の発行又は割当てを行うこと等により当社に対する大規模買付行為の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものをいう。</u></p> <p><u>2. 当社は、大規模買付ルールの一環として、新株予約権無償割当てその他の対抗措置又は大規模買付ルールにおいて定める大規模買付行為に関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</u></p> <p><u>3. 当社は、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。</u></p> <p><u>(1) 大規模買付ルールにおいて定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使することができないこと。</u></p> <p><u>(2) 当社が当該新株予約権を取得する際に、これと引換えに交付する対価の有無及び内容について、非適格者と非適格者以外の者とで別異に取り扱うことができること。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成26年6月12日（木曜日）  
定款変更の効力発生日 平成26年6月12日（木曜日）

以 上